

公 示

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処
三軒屋弾薬支処会計科長 児島 淳

小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約希望者募集要領

小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

記

1 公募に付する事項

小火器弾薬の打ちがら薬きょうの売払契約(別紙1内訳書のとおり)

2 公募に応募する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令)第165号)第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令)第165号)第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「物品の買受け」C等級以上の競争資格参加資格を有する者であること(申請中の者は受付票の写しを提出し、資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書の写しを提出)
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策制度局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (7) 第5号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項にお規定する更正会社(以下「更正会社」という)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、公募参加を認めない。
- (9) 公募審査合格から契約締結までの間に、前号と同様な状態が発覚した有資格業者とは契約を行わない。
- (10) **武器等製造法に準ずる保管設備を有し、保管規定を有していること。**
- (11) **本売払を条件書(別紙2)のとおり実施するために必要な設備・経験・技術を有していること。**
- (12) 本売払の遂行に必要な一般管理(安全、工程管理、品質保証、保全に関する能力)及びデータ管理(各種運転記録簿の記録、各種データ収集、記録及び管理、各種報告書の作成)等、官側が要求する各種報告書に関する能力のある技術者を所要数従事させる体制を有すること。

3 応募方法等

- (1) 応募する者は、別記様式の「公募契約希望申請書」(以下「申請書」という。)により、次の項目を証明する資料を添え、1部を持参又は郵送すること。
 - ア 令和4・5・6年度競争参加資格結果通知書(全省庁統一資格)の写し1部(申請中の者は受付票(写し)を提出する。申請中の者は資格決定後速やかに競争参加資格審査結果通知書(写し)を提出)
 - イ その他、申請書に記載されている書類等

(2) 受付期間:令和5年7月13日(木)から令和5年8月31日(木)

直接持参する場合は、休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に定める行政機関の休日という。)を除く。

- (3) 受付期間:午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。
- (4) 提出先:〒700-0001 岡山県岡山市北区宿978
陸上自衛隊関西補給処三軒屋弾薬支処 会計科
電話 086-228-0111(内線345)

4 提出資料等の審査等

- (1) 応募する者は、3(1)で提出した申請書の添付資料以外で、契約の履行能力の審査を行うに際し、技術資料の提出を求められた場合は、正当な理由等がある場合を除き提出しなければならない。
- (2) 申請書及び技術資料(以下「提出資料」という。)の提出者は、三軒屋弾薬支処の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、その都度説明しなければならない。
- (3) 提出資料の提出者は、三軒屋弾薬支処の担当者から、現場体制等の調査のために工場等(下請者の工場等を含む。)に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等の立ち入りを含め調査に協力しなければならない。
- (4) 提出資料により、売払契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

5 審査結果の通知

申請書を提出した者のうち、指名競争等に参加させることが適当と認められた者に対しては、指名競争候補者として、審査結果合格通知書を送付する。審査不合格者に対しては、審査結果不合格通知書を送付する。

6 疑義の申し立て

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、審査結果不合格の理由について、以下により書面をもって説明を求めることができる。
 - ア 提出期限:審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)
 - イ 提出場所:3(4)に同じ
 - ウ 提出方法:書面は、提出期限までに持参又は郵送するものとする。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 疑義の再申し立て

- (1) 疑義の再申し立てについては、書面による回答を受理した日から3日以内(休日を除く。)に、書面により再苦情の申し立てを行うことができる。
- (2) 契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日以内(休日を除く。)に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 提出資料等の提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料等に虚偽の記載をした者は、当該売払の公募手続及び公募指名競争に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、三軒屋弾薬支処の他の競争契約又は随意契約の相手方としない場合がある。
- (2) 提出資料等の作成、提出及び説明並びに4(3)の調査への協力に要する費用等は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された資料等は、原則として返却しない。
- (4) 提出された資料等は、提出者に無断で他の目的に使用しない。
- (5) 提出資料等に、自社製作図以外の図面を使用する場合は、事前に著作権等を必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記する。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 指名競争候補者の義務等

- (1) 指名競争候補者が複数の場合は指名競争の通知、1者の場合には随意契約の通知を行う。ただし、指名競争候補者であっても、著しい経営状況の悪化等により契約の相手方として適当と認められなくなった者には指名競争又は随意契約の通知を行わない。
- (2) 契約することを希望しなくなった場合には、速やかに公募の指名競争候補者から抹消の請求を行わなければならない。

10 説明会

- (1) 本公募事項に関する説明会は実施しない。
ただし、審査合格者で現物・現場確認を希望する者へは申請により随時実施する。
- (2) 申請場所
3(4)に同じ。

11 問い合わせ先

〒700-0001 岡山県岡山市北区宿978
陸上自衛隊三軒屋駐屯地 三軒屋支処会計科 契約班 (担当/坂本)
電話 : (代表)086-228-0111(内線/345)
FAX : (直通)086-228-0112
メールアドレス : fin-sangenya-madep@inet.gsdf.mod.go.jp

売払品目・数量

品目	数量(kg)
7. 62mm実包薬きょう	1,300kg
7. 62mm空包薬きょう	220kg
9mm実包薬きょう	360kg
12. 7mm実包薬きょう	80kg
12. 7mm空包薬きょう	880kg
5. 56mm実包薬きょう	7,800kg
5. 56mm空包薬きょう	4,980kg
合計	15,620kg

※梱包寸法等

品名	長さ(cm)	幅(cm)	高さ(cm)	内容質量(kg)	梱包質量(kg)	備考
7. 62mm実包薬きょう	41.0	31.4	24.1	20	25	小火器弾用木箱(リンク用) × 65
7. 62mm空砲薬きょう	41.0	31.4	24.1	20	25	小火器弾用木箱(リンク用) × 11
9mm実包薬きょう	41.0	31.4	24.1	20	25	小火器弾用木箱(リンク用) × 18
12. 7mm実包薬きょう	36.8	32.7	26.9	20	25	小火器弾用木箱(M23用) × 4
12. 7mm空砲薬きょう	36.8	32.7	26.9	20	25	小火器弾用木箱(M23用) × 44
5. 56mm実包薬きょう	41.0	31.4	24.1	20	25	小火器弾用木箱(リンク用) × 390
5. 56mm空砲薬きょう	41.0	31.4	24.1	20	25	小火器弾用木箱(リンク用) × 249

売払条件書

1 適用範囲

この売払条件書は、弾薬支処の保有する口径12.7mm以下の小火器弾薬打がら薬きょう（以下「打がら薬きょう」という。）の売払いの条件を規定する。

2 用語及び定義

この売払条件書で用いる用語及び定義は、次による。

- (1) 「打がら薬きょう」とは、JIS H 2109に規定する2号及び3号薬きょうくずの混合したもので、腐食したものを含むものをいう。
- (2) 黄銅再生業者等とは、黄銅くず等を自社で溶解する黄銅再生業者及びこの黄銅再生業者と直接取引を行う中間業者をいう。
- (3) 保管所とは、加工前及び加工後の打がら薬きょうを保管する設備をいう。

3 引用文書

この売払条件書に引用する次の文書は、この売払条件書に規定する範囲内において、この売払条件書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新のものとする。

- (1) 規格
JIS H 2109 銅及び銅合金リサイクル原料分類基準
- (2) 法令等
ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
イ 武器等製造法（昭和28年法律第145号）
ウ 武器等製造法施行規則（昭和28年通商産業省令第43号）

4 売払いに関する要求

(1) 基本要件

契約の相手方は、次に示す基本要件を満足していなければならない。

ア 保管所として、武器等製造法に基づく小型薬きょう製造の事業許可に係る保管設備又は出入口に鉄製その他の堅固な扉及び堅固な錠を設ける等盗難防止のために適当な構造を有する保管設備を具備しているものとする。

イ 打がら薬きょうの加工に対応できる設備を具備しているものとする。

ウ 盗難防止のため、常時警備員をおくものとする。また警備員は専従とし、作業員を兼ねてはならない。

エ 保管所敷地の出入口又は保管所の出入口に対し防犯カメラを設置するものとする。

オ 打がら薬きょうの保管に当たっては、この項第5号に示す保管の要領による保管規程を定めるものとする。

(2) 作業工程

作業工程は、属紙第1を基準とする。

(3) 受領

打がら薬きょうの受渡しは、弾薬支処庭先渡しとし、契約の相手方が作成した受領書により引き渡しを受ける。

(4) 輸送

ア 輸送は、契約の相手方が実施するものとする。

イ 輸送に当たっては、紛失及び盗難防止の処置を行うものとする。

(5) 保管

ア 加工前の打がら薬きょうは、工場外へ持ち出したり、他の業者へ売却してはならない

イ 打がら薬きょうは、弾薬支処から引渡しを受けた後、全数を加工完了するまでの間、加工その他必要のある場合を除き保管所に保管するものとする。

ウ 保管所への打がら薬きょうの搬入又は保管所から打がら薬きょうを搬出す

る際は、品目ごとに搬入、搬出の状況を帳簿に記載するものとし、日ごとに品目、重量などの管理をするものとする。

エ 保管所に打がら薬きょうが保管されている間、特に必要のない場合は施錠しておくものとする。

オ 警備員は、必要に応じ保管所の周辺等を見廻るものとする。

カ 防犯カメラは常時録画し、録画した画像については、保管状況等に異常が無いことを確認した時から、次回保管状況等に異常が無いことを確認するまでの間、保存するものとする。

キ 契約相手方及びその従業員は保管規程を守らなければならない。

(6) 打がら薬きょうの加工

打がら薬きょうは、再利用防止のため、次に示す加工を行うものとする。また、加工前と加工後の打がら薬きょうの重量を計測し、その数値及び写真を記録するものとする。

ア 加工方法は、属紙第2を基準とし、改造又は再使用できないように加工するものとする。

イ 打がら薬きょうの長さが30mm以上 ($L \geq 30 \text{ mm}$) のものは、2か所以上を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径(中央部)の1/2以下に潰さなければならない。

ウ 打がら薬きょうの長さが30mm未満 ($L < 30 \text{ mm}$) のものは、1か所を切断するか又は加工前の打がら薬きょうの直径(中央部)の1/2以下に潰さなければならない。

(7) 木箱、帯鉄等の処分

打がら薬きょうの運搬に使用した木箱、帯鉄等は、契約の相手方において廃棄又は売払いにより処分するものとする。

なお、木箱を売払いにより処分する場合は表示を抹消するものとし、廃棄する場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」によるものとする。

5 監督及び検査

(1) 監督は、契約担当官等が定める監督実施要領によるものとし、不具合がある場合は、契約の相手方は、速やかに是正するものとする。

(2) 検査は、売払いという特性から報告書をもって検査とする。

6 その他の指示

(1) 契約の相手方は、契約担当官等の承認を受けることなく契約状況(特に品目及び重量)を第三者に開示してはならない。

(2) 提出書類

ア 契約担当官が定める時期までに保管規程2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

イ 契約締結後速やかに処分実施計画書2部を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 処分実施計画書又は保管規程の内容を変更する場合は、契約担当官等の承認を受けなければならない。

エ 受領書は、契約相手方が2部作成し、打がら薬きょうの引渡し時に弾薬支処に提出する。

オ 打がら薬きょうの処分終了後、処分の結果について、次に示す事項を記載した報告書2部を契約担当官等に提出するものとする。

(ア) 加工前及び加工後の打がら薬きょうの重量の数値及び写真の記録

(イ) 黄銅再生業者等の名称、所在地及び連絡先

(ウ) 打がら薬きょうを黄銅再生業者等に引き渡した重量及びその明細書

(エ) 木箱等を売払いにより処分した場合は、その明細書。廃棄により処分した場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づくマニフェスト(A及びE票)の写し

カ 特に指示のある場合は、加工等の写真を記録し契約担当官に提出するものとする。

作業工程表

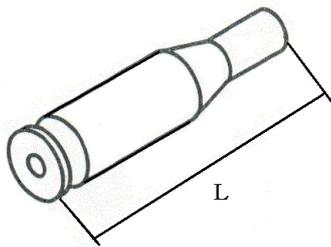
工 程 番 号	作業工程	作業内容
1	処分実施計画	処分実施計画書の作成、提出及び承認
2	受 領	1 重量等の確認 2 受領書により受払い
3	輸送及び保管	1 契約の相手方による輸送及び保管 2 紛失及び盗難防止の処置
4	出 庫	1 日の加工予定重量の打がら薬きょうを保管所から作業場所へ運搬
5	加工前点検	木箱を開こんし、打がら薬きょうの異物等の有無を点検
6	加 工	1 打がら薬きょうの加工（切断又は潰し） 2 木箱、帯鉄等を処分するための処置
7	加工後の社内検査	1 加工状態の社内検査 2 加工後の打がら薬きょうの重量確認
8	入 庫	加工後及び未加工の打がら薬きょうを保管所へ運搬し保管
9	黄銅再生業者等への引渡し	1 加工後の打がら薬きょうを黄銅再生業者へ引渡し 2 引渡し時の重量検査
10	木箱、帯鉄等の処分	木箱、帯鉄等の廃棄又は売払い
11	報告書	報告書の作成及び提出

加工方法（基準）

下図は、基本的な加工状態であり潰す箇所により種々の形状になるのは差し支えない。

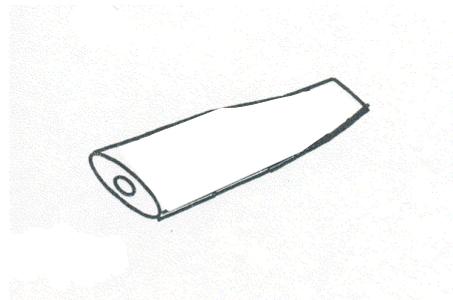
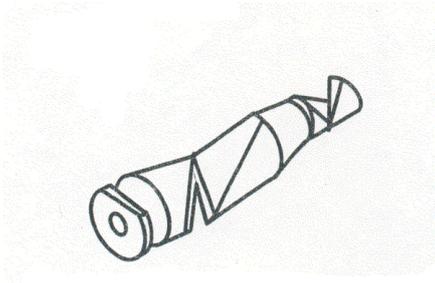
1 長さ（L）が30mm以上の場合（ $L \geq 30\text{mm}$ ）

(1) 加工前



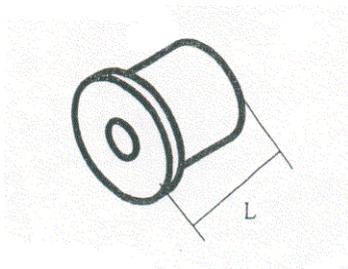
(2) 加工後
切断

潰し



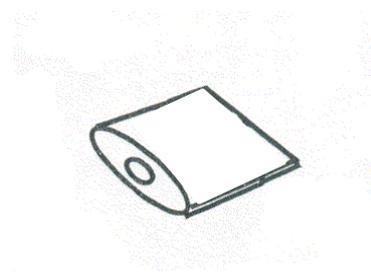
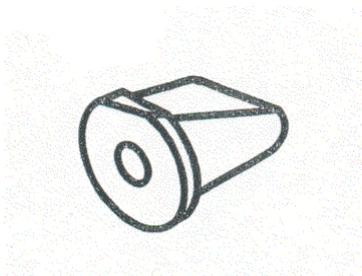
2 長さ（L）が30mm未満の場合（ $L < 30\text{mm}$ ）

(1) 加工前



(2) 加工後
切断

潰し



公募契約希望申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊関西補給処
三軒屋弾薬支処会計科長 殿所在地
会社名
代表者名

印

当社は、関西補三弾支公示第1号(令和5年7月13日)の売払契約の公募に関し、関係書類を添えて下記のとおり応募します。なお、公示内容を承諾し、遵守事項に違反しないことを誓約いたします。

番号	区分	売払予定項目	売払予定品目等

※ 項目等が本欄に記載できないときは、同様式に準じ別紙を添付して下さい。

添付書類(添付しない書類については、取消線を引いて下さい。)

- 1 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写し)
- 2 設備及び体制等を証明する書類(組織図、動員計画、安全体制等)
- 3 法令等の規定に基づく許認可等の取得状況(写し)
- 4 本売払又は類似する事業の過去5年間の受注実績一覧表
- 5 下請業者に業務を委託する場合は、下請(予定)企業一覧表